



番 号
平成10年9月18日

岐阜県知事
梶原 拓 殿

科学技術庁長官
竹 山 裕

動力炉・核燃料開発事業団東濃地科学センターが推進する地層科学研究
について（回答）

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より、科学技術の振興に深い御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

今般、平成10年9月14日付け企調第421号をもって貴職から照会のあった事項については、貴職及び瑞浪、土岐両市長が処分地に係る立場を明確にされていることを踏まえ、次のとおり回答します。

1. 動力炉・核燃料開発事業団（本年10月1日に核燃料サイクル開発機構に改組）東濃地科学センターが推進する超深地層研究、空中物理探査、地上物理探査、ボーリング調査をはじめとする地層科学研究は、地質環境の特性に関する研究とそのための調査技術の開発及び地質環境の長期安定性に関する研究を中心として行われており、高レベル放射性廃棄物の地層処分研究開発の基盤となるとともに、わが国の地下深部についての学術的研究に広く寄与するものであります。貴職が御理解されているとおり、この研究では、研究実施区域に放射性廃棄物が持ち込まれることはないし、当該区域を高レベル放射性廃棄物の処分地とするための研究が行われるものではありません。
2. 高レベル放射性廃棄物の処分地の選定については、2000年を目途に設立される実施主体が行うこととなっておりますが、実施主体による処分予定地の選定に当たっては、地元の了承を得ておくものと「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画（平成6年6月）」に明記されております。また、本年5月に取りまとめられた原子力委員会高レベル放射性廃棄物処分懇談会の報告書において、情報公開や透明性を確保するとともに、処分地の選定を行っていくうえで、関係自治体や関係住民の意見の反映に努め、立地地域の理解と信頼を得ることが重要であるとされております。その趣旨に鑑み、貴職をはじめとする地元が処分場を受け入れる意思がないことを表明されている状況においては、岐阜県内が高レベル放射性廃棄物の処分地になることはないものであることを確約します。